

交通事故防止対策の推進について



(交通指導取締りを行う交通機動隊員)

警 察 本 部

交通関係データの全国比較

区分	比較	全国	兵庫県	備考
人	口 (令和4年10月1日)	(千人) 124,947	7位 5,402	総務省調
車	両台数 (令和4年12月末)	(台) 91,356,361	9位 3,504,797	国土交通省調
道	路実延長 (令和3年3月末)	(km) 1,229,238.5	11位 36,847.2	国土交通省調
免	許人口 (令和5年9月末)	(人) 81,933,176	7位 3,429,012	警察庁調
人	身事故件数 (令和5年9月末)	(件) 222,231	8位 11,854	警察庁調 兵庫:前年対比+32件
死	者数 (令和5年9月末)	(人) 1,872	10位 68	警察庁調 兵庫:前年対比-23人
	人口10万人当たり (令和5年9月末)	(人) 1.50	43位 1.26	警察庁調
	車両1万台当たり (令和5年9月末)	(人) 0.20	32位 0.19	警察庁調
	免許人口1万人当たり (令和5年9月末)	(人) 0.23	42位 0.20	警察庁調
	道路延長千キロ当たり (令和5年9月末)	(人) 1.52	12位 1.85	警察庁調

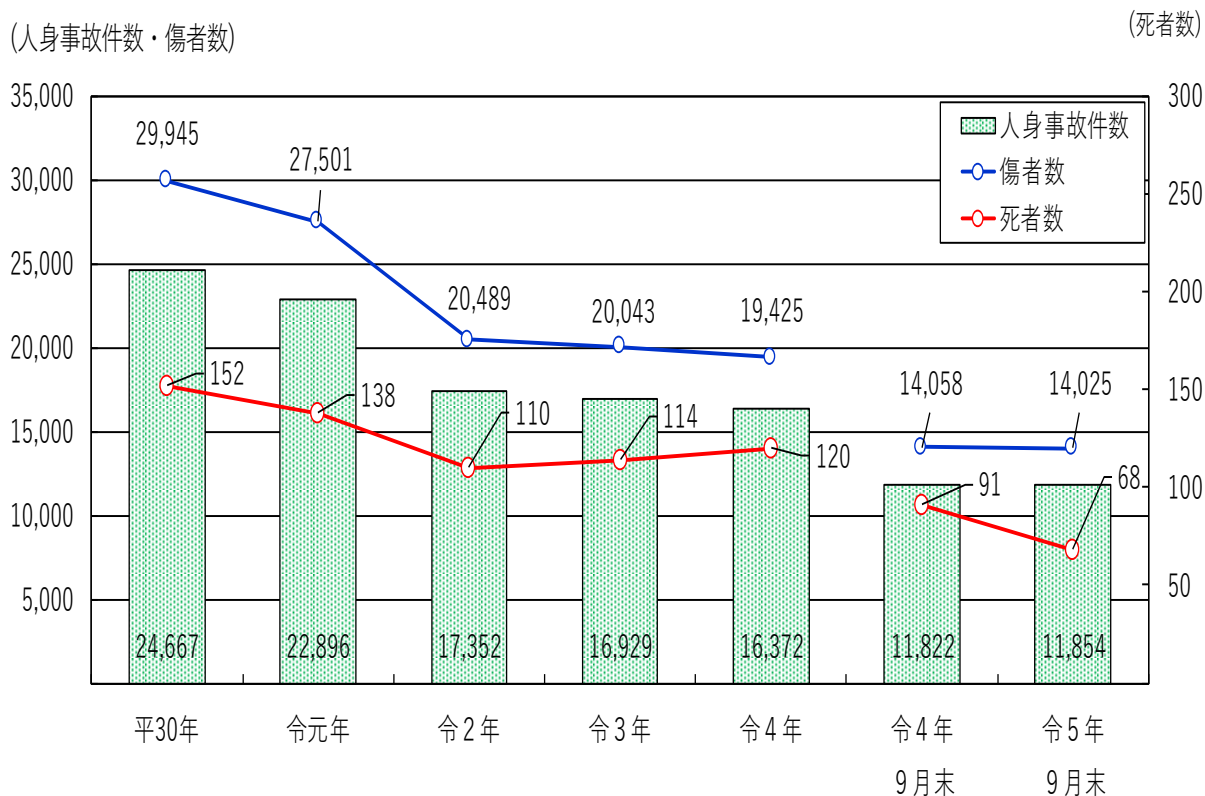
目 次

第1	交通事故発生状況	5
1	交通事故の推移	5
2	令和5年9月末の交通死亡事故の特徴	6
(1)	年齢層別	6
(2)	類型別	7
(3)	状態別	8
第2	交通安全教育の推進	9
1	子供に対する交通安全教育	9
2	高齢者に対する交通安全教育	9
(1)	高齢歩行者に対する交通安全教育	9
(2)	高齢運転者に対する交通安全教育	9
3	自転車利用者に対する交通安全教育等	10
(1)	自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上	10
(2)	高校生自転車交通事故防止アクションプログラム	10
4	歩行者優先意識の醸成に向けた活動	11
5	SNSを活用した広報啓発	11
6	特定小型原動機付自転車に対する交通安全教育	11
第3	運転者対策の推進	12
1	運転免許保有者の状況	12
2	運転免許試験の実施状況	12
3	運転免許取得者等の講習	13
(1)	運転者講習	13
(2)	高齢者講習等	13
4	迅速・確実な行政処分	13
(1)	悪質・危険運転者の早期排除	13
(2)	臨時適性検査等の確実な実施	13
5	改正道路交通法の施行状況（令和4年5月13日施行）等	14
(1)	運転技能検査の導入	14
(2)	高齢者講習の一元化等	14
(3)	第二種免許等の受験資格の見直し	14
(4)	その他	14
第4	効果的な交通指導取締りの推進	15
1	交通指導取締りの重点	15
(1)	横断歩行者に関連する指導取締り	15
ア	横断歩行者妨害違反の指導取締り	15
イ	歩行者に対する指導警告の強化	15
(2)	飲酒運転の指導取締り	15
(3)	最高速度違反の指導取締り	16
(4)	妨害運転の指導取締り	16
(5)	自転車利用者に対する指導取締り等	16

ア	自転車利用者の指導取締り状況	16
イ	自転車運転者講習の実施状況	16
2	通学路及び生活道路における指導取締り	17
3	暴走族の取締り	17
4	違法駐車対策	17
(1)	違法駐車 の指導取締り	17
(2)	使用者責任の追及	18
5	受傷事故防止対策	18
第5	交通事故事件の捜査	19
1	迅速的確な初動捜査	19
2	ひき逃げ事件の捜査	19
3	適切な被害者支援の推進	20
第6	交通部執行隊の活躍	20
1	交通機動隊の活動	20
2	高速道路交通警察隊の活動	20

第1 交通事故発生状況

1 交通事故の推移



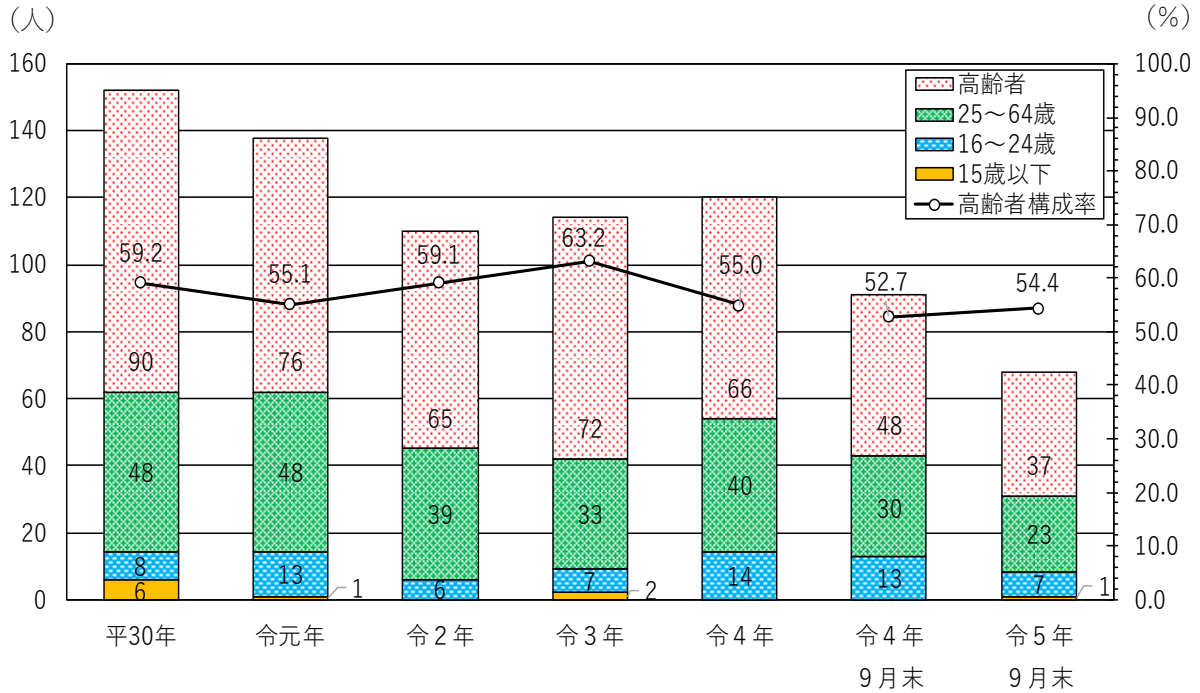
区分 \ 年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
人身事故件数	24,667	22,896	17,352	16,929	16,372	11,822	11,854	32
指数	100.0	92.8	70.3	68.6	66.4	-	-	-
死者数	152	138	110	114	120	91	68	-23
指数	100.0	90.8	72.4	75.0	78.9	-	-	-
傷者数	29,945	27,501	20,489	20,043	19,425	14,058	14,025	-33
指数	100.0	91.8	68.4	66.9	64.9	-	-	-
全国死者数	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	1,817	1,872	55
指数	100.0	91.0	80.4	74.6	73.9	-	-	-

注 「死者数」とは、24時間以内に死亡した人数をいう。

2 令和5年9月末の交通死亡事故の特徴

(1) 年齢層別

65歳以上の高齢者が37人で、前年同期比で11人減少し、全死者数の54.4%を占めている。

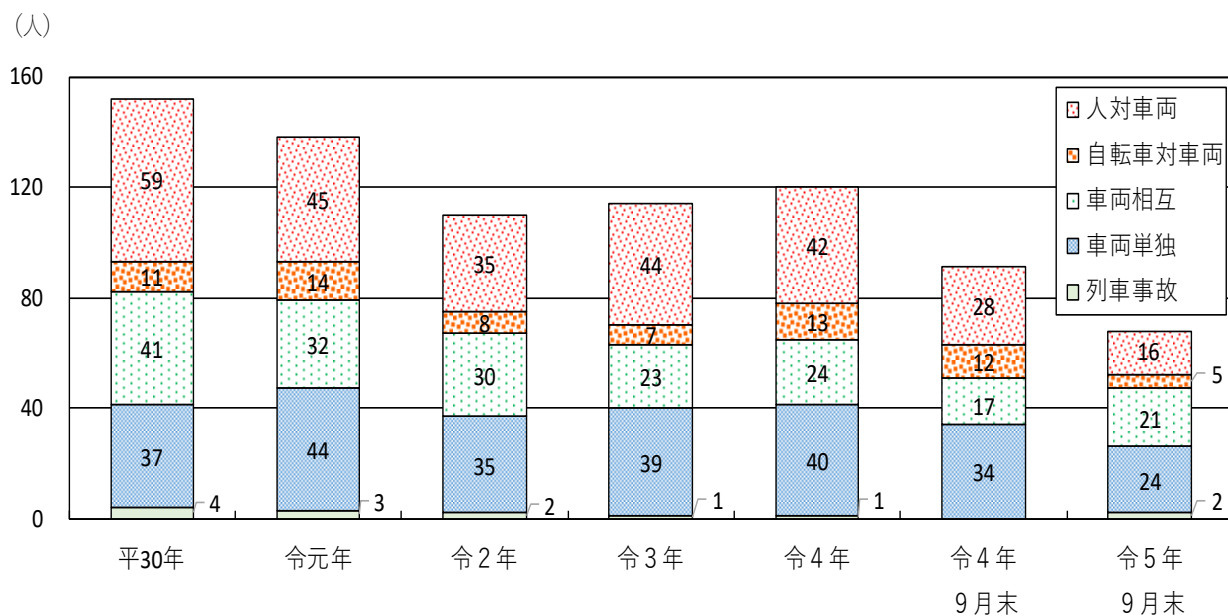


(人)

区分	年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年9月末	令5年9月末	増減
15歳以下		6	1	0	2	0	0	1	1
16～24歳		8	13	6	7	14	13	7	-6
16～19歳		6	3	1	1	6	6	1	-5
20～24歳		2	10	5	6	8	7	6	-1
25～64歳		48	48	39	33	40	30	23	-7
25～29歳		6	2	4	3	3	2	2	0
30～39歳		4	10	4	4	9	5	1	-4
40～49歳		19	12	12	11	12	10	6	-4
50～59歳		11	15	12	11	11	9	8	-1
60～64歳		8	9	7	4	5	4	6	2
65歳以上		90	76	65	72	66	48	37	-11
65～74歳		35	25	19	26	22	16	18	2
75歳以上		55	51	46	46	44	32	19	-13
合計		152	138	110	114	120	91	68	-23
高齢者構成率		59.2	55.1	59.1	63.2	55.0	52.7	54.4	1.7
全国の高齢者構成率		55.7	55.4	56.2	57.7	56.4	55.2	52.7	-2.5

(2) 類型別

車両単独の死者が最も多く、前年同期比で10人減少し、全死者数の35.3%を占めている。

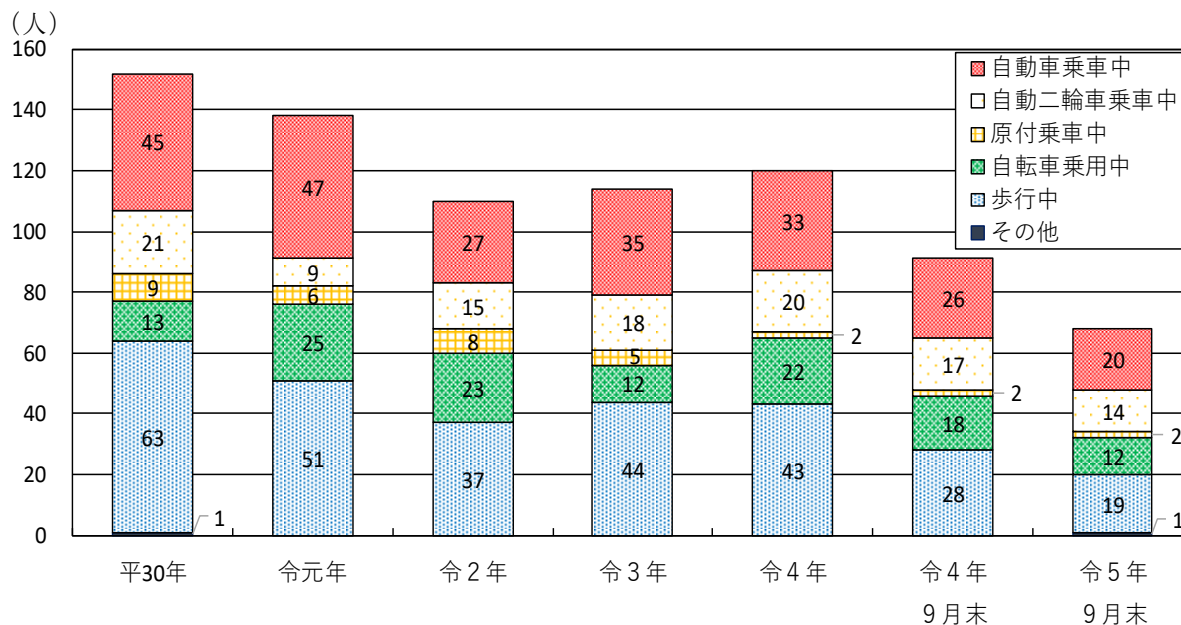


(人)

区分 \ 年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
人 対 車 両	59	45	35	44	42	28	16	-12
自 転 車 対 車 両	11	14	8	7	13	12	5	-7
車 両 相 互	41	32	30	23	24	17	21	4
車 両 単 独	37	44	35	39	40	34	24	-10
列 車 事 故	4	3	2	1	1	0	2	2
合 計	152	138	110	114	120	91	68	-23

(3) 状態別

自動車乗車中の死者が最も多く、前年同期比で6人減少し、全死者の29.4%を占めている。



(人)

区分	年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
自動車乗車中		45	47	27	35	33	26	20	-6
自動二輪車乗車中		21	9	15	18	20	17	14	-3
原付乗車中		9	6	8	5	2	2	2	0
自転車乗用中		13	25	23	12	22	18	12	-6
歩行中		63	51	37	44	43	28	19	-9
その他		1	0	0	0	0	0	1	1
合計		152	138	110	114	120	91	68	-23

第2 交通安全教育の推進

1 子供に対する交通安全教育

基本的な交通ルールを習得させ、安全に道路を通行することができるよう、通学路等における具体的な危険箇所を示すほか、実技を交えるなど、幼児、児童又は生徒それぞれの発達段階に応じた交通安全教育を実施している。

【子供に対する交通安全教育実施状況】

年	区分	回数	受講人数
平30年		4,727	574,764
令元年		4,767	534,880
令2年		2,358	179,875
令3年		2,965	242,713
令4年		3,334	262,015
令4年9月末		2,533	202,213
令5年9月末		2,804	234,413
	増減	271	32,200



【園児に対する交通安全教育】

2 高齢者に対する交通安全教育

(1) 高齢歩行者に対する交通安全教育

高齢者が立ち寄る店舗や医療機関等に協力を求め「待ち受け型」の交通安全指導を実施し、無理な横断の禁止や夜光反射材の着用等について指導を行っているほか交通安全教育に参加しない高齢者宅を戸別に訪問して交通安全指導を行う「ホッと・あんしん訪問」活動を実施している。

【待ち受け型及びホッと・あんしん訪問活動の実施状況】

年	区分	待ち受け型		ホッと・あんしん訪問	
		回数	受講人数	世帯数	対象者数
平30年		1,720	53,244	207,547	257,145
令元年		1,577	59,373	197,341	248,589
令2年		1,916	57,792	88,416	114,348
令3年		1,750	42,590	151,987	187,916
令4年		1,037	30,758	157,659	204,500
令4年9月末		849	22,515	104,075	134,016
令5年9月末		827	32,266	209,532	286,521
	増減	-22	9,751	105,457	152,505



【ホッと・あんしん訪問の実施状況】

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者を対象に、加齢に伴う身体機能の変化を理解させるため車両を実際に運転して実車指導等を行う、シルバー・ドライバーズ・スクールの開催や、自動車運転シミュレーターを使用した交通安全教室を行うなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。

【シルバー・ドライバーズ・スクールの実施状況】

年	区分	回数	受講人数
平30年		166	3,010
令元年		156	2,405
令2年		66	1,051
令3年		65	1,140
令4年		89	959
令4年9月末		59	623
令5年9月末		56	814
	増減	-3	191



【自動車運転シミュレーターを使用した講習の状況】

3 自転車利用者に対する交通安全教育等

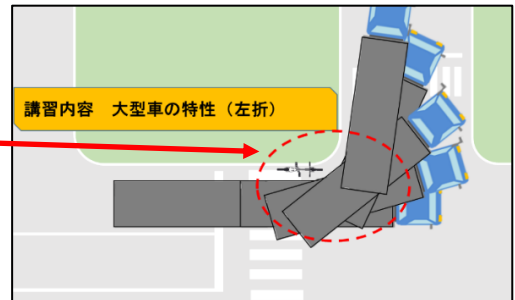
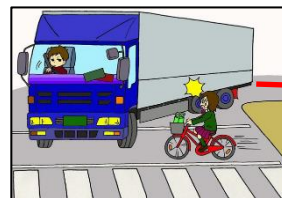
(1) 自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上

県警察では、毎月2日を自転車安全利用の日と定め各種啓発活動を行うとともに、自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。

本年4月から施行となった自転車乗車用ヘルメットの着用についても、各種啓発活動を通じて着用の徹底を呼びかけている。高齢者に対しては、事事故例などを再現して理解しやすい講習を行うとともに、子供や高齢者のほか外国人、障害者など様々な自転車利用者に対する交通安全教育を実施している。

【自転車教室等の実施状況】

		自転車教室等	
平30年	回数	3,435	
	受講人数	388,711	
令元年	回数	3,410	
	受講人数	343,068	
令2年	回数	469	
	受講人数	10,069	
令3年	回数	2,080	
	受講人数	148,895	
令4年	回数	2,064	
	受講人数	169,959	
令4年 9月末	回数	1,599	
	受講人数	126,273	
令5年 9月末	回数	2,180	
	受講人数	174,182	
増減	回数	581	
	受講人数	47,909	



【高齢者に対する実車を用いた自転車教室の実施状況】

(2) 高校生自転車交通事故防止アクションプログラム

高校生による自転車の正しい交通ルールと交通マナーの更なる浸透を図るため県内の高校生を対象とした高校生自転車交通事故防止アクションプログラムを行っている。

【アクションプログラム参加校の推移】

	①事前学習	②交通安全テスト ③無事故・無違反	無事故 無違反達成校
第1回(令2年)	237校	107校	26校
第2回(令3年)	255校	92校	22校
第3回(令4年)	249校	87校	17校
第4回(令5年)	249校	83校	実施中

【テスト画面】



【オンラインテスト実施状況】

注 高校生自転車交通事故防止アクションプログラム

- ① 動画による自転車安全利用に関する事前学習
- ② 学習効果を測定するためのテスト(昨年からはタブレットによるオンラインテストを実施)
- ③ 学校単位での無事故・無違反チャレンジ活動

4 歩行者優先意識の醸成に向けた活動

横断歩道における重大な交通事故の発生を防ぐために、横断歩行者及びドライバーの安全運転意識の向上を図るため、「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」を推進している。

注 横断歩道合図（アイズ）運動プラスとは、横断歩道において歩行者とドライバーが相互に合図を送りあう「横断歩道合図（アイズ）運動」に加えて、横断歩道又は自転車横断帯ありのダイヤモンドの道路標示を認めればドライバーが減速することを呼びかける「横断歩道手前減速運動」を加えたものをいう。



【横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実施状況】

5 SNSを活用した広報啓発

交通企画課に県警察公式SNSアカウントを取得し、交通事故の発生状況、交通指導取締りの情報、交通安全教育や交通安全イベントの実施情報、著名人を起用した交通安全啓発動画等を掲載し、交通安全意識の高揚を図っている。



【著名人を起用した交通安全啓発動画】

【交通企画課のSNS状況】

(令5年9月末現在)

種別	区分	投稿数	フォロワー数	9月中アクセス数	開設日
Facebook		8,447	1,606	17,385	令和2年3月
X(旧Twitter)		8,447	12,225	882,370	
Instagram		1,099	1,153	18,296	令和3年11月



【著名人等を起用した交通安全ポスター】

6 特定小型原動機付自転車に対する交通安全教育

道路交通法の一部が改正され、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボード等の走行に関する規定が施行された。

県警察では、交通部内に特別対策班を設置して啓発用のチラシを作成するとともに、県民向けの講習会を開催するなどして、電動キックボード等に係る交通ルールの周知を図っている。



【啓発用チラシ】



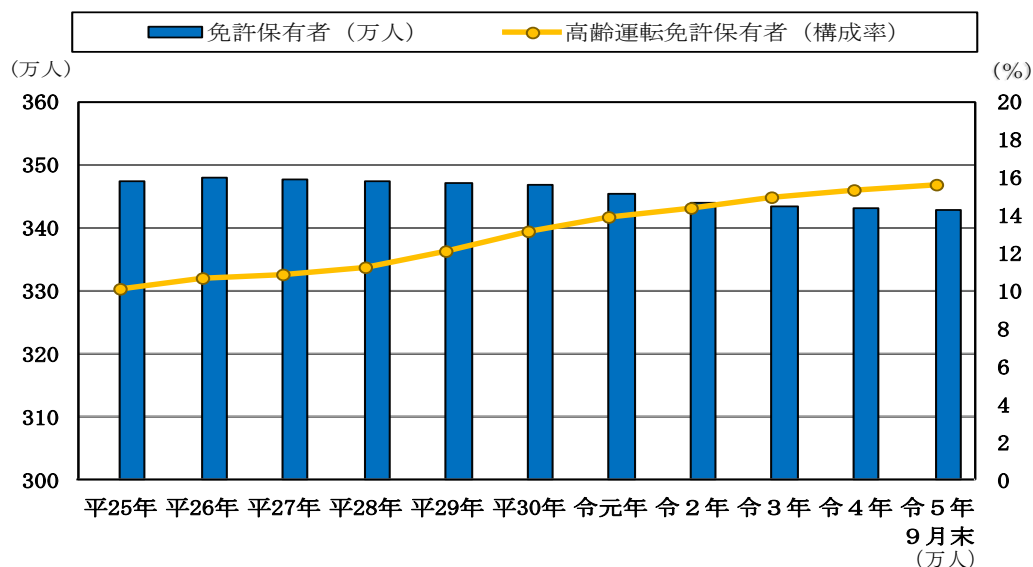
【講習会の実施状況】

第3 運転者対策の推進

1 運転免許保有者の状況

令和5年9月末における運転免許保有者は、342万9,191人(全国第7位)で、平成26年末の約348万人をピークに年々減少傾向にある。

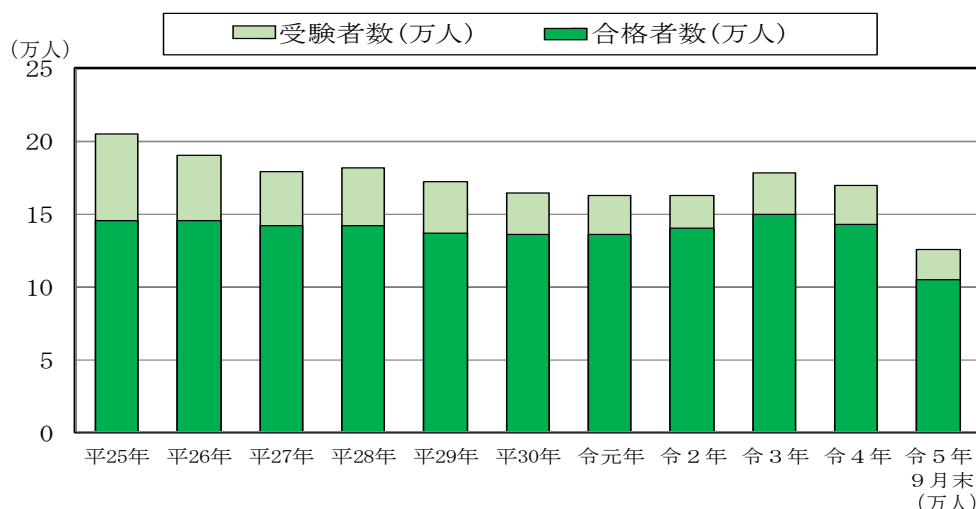
一方、70歳以上の高齢運転免許保有者は、53万6,065人で、前年同期で約1万5千人増加(+2.9%)しており、令和8年にピークを迎えると予測している。



区分	年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年9月末
免許保有者		347.4	348.0	347.7	347.4	347.1	346.8	345.5	344.1	343.5	343.1	342.9
高齢運転免許保有者		35.1	37.2	37.8	38.8	41.9	45.3	48.0	49.7	51.1	52.5	53.6
(70歳以上)構成率(%)		10.1	10.7	10.9	11.2	12.1	13.1	13.9	14.4	14.9	15.3	15.6

2 運転免許試験の実施状況

運転免許試験は、運転免許試験場、但馬運転免許センター等において実施しており、令和5年9月末現在、受験者数は延べ12万5,996人で、合格者数は10万5,172人となっている。



区分	年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年9月末
受験者数		20.5	19.0	17.9	18.2	17.2	16.4	16.3	16.3	17.8	17.0	12.6
合格者数		14.5	14.5	14.2	14.2	13.7	13.6	13.6	14.0	15.0	14.3	10.5

3 運転免許取得者等の講習

(1) 運転者講習

講習の種類	受講対象者	講習の区分等
取得時講習	指定自動車教習所を卒業せず運転免許試験に合格した者(いわゆる飛入受験合格者)	大型、中型等免許種別に応じた講習及び応急救護処置講習
更新時講習	運転免許証の更新を受けようとする者	優良運転者講習(30分)
		一般運転者講習(1時間)
		違反運転者講習(2時間)
		初回更新者講習(2時間)

(2) 高齢者講習等

講習の種類	受講(検)対象者	講習の区分等
高齢者講習	更新期間満了日における年齢が70歳以上で、運転免許証の更新を受けようとする者	2時間講習(実車あり)
	運転技能検査を受講した者又は自動二輪車若しくは原付のみの免許保有者	1時間講習(実車なし)
認知機能検査	更新期間満了日における年齢が75歳以上で、運転免許証の更新を受けようとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・てがかり再生検査 ・時間の見当識検査
臨時認知機能検査	75歳以上で、政令で定める違反行為をした者	同上
臨時高齢者講習	臨時認知機能検査の結果「認知症のおそれあり」と判定された者	実車指導、個別指導、映像教養等

4 迅速・確実な行政処分

(1) 悪質・危険運転者の早期排除

ひき逃げや酒気帯び運転等の悪質・危険運転者に対しては、速やかに運転免許の取消し、停止等の行政処分を行い、道路交通の場から早期に排除している。

【行政処分の執行状況】

(件)

区分	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
取消処分	2,137	1,823	1,558	1,549	1,516	1,115	1,266	151
停止処分	16,061	13,997	11,422	11,430	10,565	7,819	7,969	150
合計	18,198	15,820	12,980	12,979	12,081	8,934	9,235	301

(2) 臨時適性検査等の確実な実施

認知症等の一定の病気などにより、運転免許の取消し、停止等の事由に該当すると疑う理由がある者に対しては、専門医による臨時適性検査の結果や本人から提出された診断書の内容に基づいて行政処分を行っている。

【臨時適性検査等による行政処分の執行状況】

(件)

区分	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
取消処分	316	309	292	290	299	212	273	61
認知症 てんかん	128 92	143 97	119 75	128 84	120 96	88 63	114 94	26 31
停止処分	312	305	273	290	341	234	265	31
認知症 てんかん	3 44	5 39	10 38	15 42	7 59	6 34	4 26	-2 -8
合計	628	614	565	580	640	446	538	92
認知症 てんかん	131 136	148 136	129 113	143 126	127 155	94 97	118 120	24 23

5 改正道路交通法の施行状況（令和4年5月13日施行）等

(1) 運転技能検査の導入

運転免許証の更新を受けようとする者で普通自動車対応免許を有する75歳以上のもののうち、交通の危険を生じさせると認められる一定の違反を行ったものを対象に、運転技能検査を実施している。

【施行後の実施状況等】（令和5年9月末）

運転技能検査受検者数	11,895人
------------	---------



(2) 高齢者講習の一元化等

認知機能検査の結果や年齢に応じて高齢者講習を実施していたが、改正法施行後は、講習の内容が一元化され、検査と講習を同じ日に受講することが可能となった。

【施行後の実施状況等】（令和5年9月末）

高齢者講習受講者数	199,028人
-----------	----------



【運転技能検査の実施状況】

(3) 第二種免許等の受験資格の見直し

受験資格が緩和される特例教習を修了した者は、受験資格が、第二種免許及び大型免許にあつては「21歳以上かつ3年（普通免許等保有歴）以上」から「19歳以上かつ1年以上」に、中型免許にあつては「20歳以上かつ2年以上」から「19歳以上かつ1年以上」に見直された。

【施行後の実施状況等】（令和5年9月末）

特例教習修了者数	84人
特例教習修了者の免許取得数	48人

(4) その他

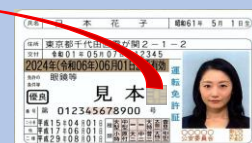
運転免許証と個人番号カードの一体化については、令和6年度末までに実施される予定で、運転免許証等の所持形態が3パターンになり、また、一体化カードのみを所持し必要な措置を講ずれば公安委員会への住所変更等の届出が不要となるほか、更新時におけるオンライン講習の受講が可能となる。

免許情報記録個人番号カード（一体化カード）の概要

- 運転免許証の情報を個人番号カードに記録

【特定免許情報】

免許の有効期限、免許の年月日、
免許の種類、条件等



- 運転免許証等の所持形態は3パターン



・運転免許証のみ



・一体化カードのみ



・運転免許証及び一体化カード

第4 効果的な交通指導取締りの推進

交通事故防止に資する指導取締りを行うため、交通事故実態の分析による取締計画の策定(Plan)、取締計画に沿った活動の実施(Do)、実施結果の検証(Check)、次回計画に検証結果を反映(Act)という一連のPDCAサイクルに基づいた交通指導取締りを推進している。

1 交通指導取締りの重点

(1) 横断歩行者に関連する指導取締り

ア 横断歩行者妨害違反の指導取締り

横断歩道での交通事故が後を絶たないため、横断歩行者妨害違反の指導取締りを推進している。

【横断歩行者妨害違反の取締状況】

年 件数	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
検挙件数	14,708	12,615	15,325	19,470	22,510	17,255	16,023	-1,232



【横断歩行者妨害違反の取締状況】

イ 歩行者に対する指導警告の強化

道路横断中の交通事故を防止するためには、歩行者の交通ルール遵守の意識を高める必要があることから、令和3年6月1日より、歩行者の違反行為に対する「歩行者指導警告書」を定めて交付するなど取組みを強化している。



【歩行者指導警告書】

(2) 飲酒運転の指導取締り

飲酒運転に関する情報や飲酒事故の発生実態の分析に基づく指導取締りを実施するとともに、同乗罪を始めとする飲酒運転を助長する「周辺者三罪」に対する捜査を推進している。

【飲酒運転の取締状況】

年 件数	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
検挙件数	1,181	1,033	852	729	815	595	652	57



【飲酒検問の実施状況】

(3) 最高速度違反の指導取締り

交通事故実態等を踏まえた速度取締り指針を策定・公表し、各種速度取締機器を活用した最高速度違反の指導取締りを推進している。

【最高速度違反の取締状況】

年 件数	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
検挙件数	67,197	70,869	80,124	67,012	50,936	39,224	35,723	-3,501



【レーダーでの最高速度違反の取締状況】

(4) 妨害運転の指導取締り

妨害運転に発展するおそれのある車間距離不保持違反等の取締りをを行っているほか、県警ウェブサイト上に妨害運転の情報を広く募る「あおり運転情報提供メールフォーム」を開設し、捜査に活用するなど、悪質・危険な妨害運転の撲滅に向けた諸対策を推進している。

なお、妨害運転罪が新設された令和2年6月から令和5年9月末までの間に、13件の妨害運転について立件送致している。



【県警ウェブサイト上のメールフォーム】

(5) 自転車利用者に対する指導取締り等

ア 自転車利用者の指導取締り状況

交通事故の発生状況や地域住民の意見要望等を踏まえた「自転車指導啓発重点地区・路線」を指定するとともに、毎月2日を「県下一斉自転車指導取締強化日」に指定している。

なお、自転車利用者の違反を認めた場合において指導警告に従わず違反行為を継続するなど悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講じている。



【自転車利用者に対する取締状況】

【自転車利用者の取締状況】

年 件数	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
検挙件数	6,609	11,012	11,629	6,210	4,643	3,505	3,473	-32

イ 自転車運転者講習の実施

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車の運転者に対し、自転車運転者講習を実施している。

【受講者数の状況】

年 受講者数	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
受講者数	138	160	364	313	276	222	150	-72



【講習の実施状況】

2 通学路及び生活道路における指導取締り

通学路及び生活道路において、児童等の安全を確保するため、交差点関連違反や通行禁止違反の指導取締り、可搬式オービスを活用した速度取締りなどを強化している。

【可搬式オービスの運用状況】

回数		年							増減
		平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	
運用回数	合計	32	386	322	465	559	417	408	-9
	通学路	12	168	126	199	171	130	137	7
	生活道路	3	59	62	38	47	35	37	2
	その他	17	159	134	228	341	252	234	-18



【通学路における取締状況】

3 暴走族の取締り

県下の暴走族は、令和5年9月末で134人を把握している。

暴走族関連の110番通報は、平成13年の14,870件をピークに年々減少し、令和5年9月末にあつては1,982件となっている。

近年は、自動二輪車等数台による短距離又は短時間のゲリラ的な暴走が主流であり、令和5年9月末では、共同危険行為等の禁止違反で2件13人を検挙している。

【共同危険行為等の禁止違反の検挙状況】

区分		年							増減
		平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	
検挙件数		8	9	5	5	4	4	2	-2
検挙人員		57	57	73	48	36	31	13	-18
逮捕人員		55	38	45	39	25	25	13	-12



【暴走行為の状況】

4 違法駐車対策

(1) 違法駐車の手引取締り

地域住民の意見、要望等を踏まえた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定・公表し、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進している。

【違法駐車の手引状況及び確認標章の取付状況】

区分		年							増減
		平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	
検挙件数		13,652	13,406	12,970	12,174	10,531	8,201	7,435	-766
確認標章の取付件数		67,308	64,719	64,431	60,014	54,108	41,236	38,255	-2,981
駐車監視員		47,692	48,277	47,530	46,424	41,633	32,129	29,997	-2,132
警察官		19,616	16,442	16,901	13,590	12,475	9,107	8,258	-849



【駐車監視員による確認状況】

(2) 使用者責任の追及

放置駐車違反を繰り返す車両の使用者に対しては、使用制限命令を適用するほか、放置違反金等の滞納者に対しては、預貯金等の差押えに加え、インターネット公売による換価措置を念頭に置いた物件の差押えを実施するなど使用者の責任を追及している。

また、放置違反金の納付方法を拡大するため、スマートフォンによるキャッシュレス決済を導入している。



【滞納者宅における搜索状況】



【滞納処分による差押車両】

5 受傷事故防止対策

交通街頭活動に従事する際には、幹部が停止合図灯やセフティーコーン等の受傷事故防止資機材の有効な活用などについて具体的に指示するとともに、幹部による現場点検を行っている。

また、平素から受傷事故防止に関する体験型及び実践型の訓練やストーリーミング動画を活用した教養により、職員の受傷事故防止の意識の高揚を図っている。



【受傷事故防止の訓練状況】

【受傷事故の発生状況】

人	年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令4年 9月末	令5年 9月末	増減
総数		2	1	1	5	2	1	2	1
殉職		0	0	0	0	0	0	0	±0
重傷		0	1	0	1	0	0	1	1
軽傷		2	0	1	4	2	1	1	±0



【受傷事故防止教養に使用するストーリーミング動画】

第5 交通事故事件の捜査

1 迅速的確な初動捜査

交通事故事件の発生を認知したときは、直ちに現場に臨場して、路面痕跡や散乱した遺留品の採証、目撃者の確保等客観的証拠の収集を目的とした初動捜査を徹底している。



【遺留品の採証状況】

2 ひき逃げ事件の捜査

ひき逃げ事件の発生を認知したときは、組織的かつ重点的に初動捜査を行い、防犯カメラやドライブレコーダーの映像収集、現場を中心とした聞き込み捜査等を徹底し、被疑者の早期検挙を図っている。

【ひき逃げ事件の発生及び検挙状況】

年別	死 亡			重 傷			軽 傷			計		
	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率
平 30 年	3	3	100.0%	41	33	80.5%	444	266	59.9%	488	302	61.9%
令 元 年	8	8	100.0%	37	31	83.8%	435	279	64.1%	480	318	66.3%
令 2 年	4	4	100.0%	50	39	78.0%	366	279	76.2%	420	322	76.7%
令 3 年	3	2	66.7%	55	54	98.2%	372	288	77.4%	430	344	80.0%
令 4 年	5	6	120.0%	34	33	97.1%	304	251	82.6%	343	290	84.5%
令4年9月末	5	5	100.0%	21	22	104.8%	233	182	78.1%	259	209	80.7%
令5年9月末	3	3	100.0%	30	27	90.0%	228	177	77.6%	261	207	79.3%
増 減	-2	-2	0.0%	9	5	-14.8%	-5	-5	-0.5%	2	-2	-1.4%

【検挙事例】

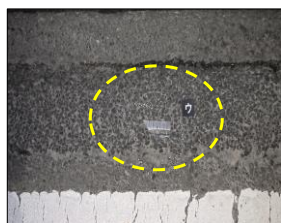
令和5年5月、神戸市内において発生した直進中の中型貨物自動車が行歩者に衝突して重傷を負わせたひき逃げ事件では、現場遺留品や付近防犯カメラ映像等から被疑車両を特定し、運転者を過失運転致傷及び道路交通法違反(救護義務違反等)で逮捕の上、事件を送致した。



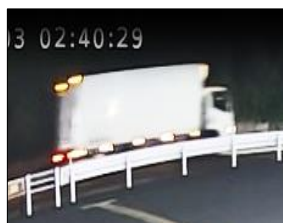
【交通事故現場】



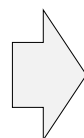
【被疑車両の割り出し】



【現場に遺留された車両部品片】



【事故後の防犯カメラ映像】



【遺留品との突き合わせ】

3 適切な被害者支援の推進

交通事故事件の被害者等の要望や心情に配慮した捜査を推進するとともに、ひき逃げ事件、死亡又は全治3か月以上の交通事故事件、危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件等の被害者等に対しては、「交通事故被害者の手引き」の交付、捜査経過の連絡、刑事手続や各種救済制度の説明等の支援活動を推進している。



【交通事故被害者の手引き】

第6 交通部執行隊の活躍

1 交通機動隊の活動

白バイ及びパトカーの機動力を活かし、県下全域の主要幹線道路を中心とした悪質危険な交通違反の取締り、可搬式オービスを活用した生活道路対策、事件事故発生時の初動対応等を主な任務とするほか、皇族や国賓等の要人警護、マラソン先導、大規模災害時における被災箇所の情報収集、緊急交通路の確保等の任務も担っている。



【白バイによるパトロール状況】



【G7広島サミットでの活動状況】



【災害発生時を想定した訓練状況】

2 高速道路交通警察隊の活動

全国第2位となる総延長711.0kmの高速道路等を管轄し、交通事故事件捜査やパトカーでの交通指導取締り及び航空隊ヘリコプターと連携した空陸連動取締りを実施するほか、サービスエリア等での広報啓発活動を行うなど高速道路上での交通事故防止対策を推進している。

また、大規模災害発生時の被災地での警戒活動やG7広島サミットでの活動など、多岐にわたり存在感を発揮している。



【航空隊ヘリとの合同取締り出発式】



【淡路SAでの広報啓発活動】



【G7広島サミットでの活動状況】